

海外経済要録

国際機関

◇ IMF、世銀等年次総会の開催

1. IMF、世銀グループ(注)の第23回年次総会は、9月30日から5日間、ワシントンに111か国の代表を集めて開催され、以下の決議を行なった。

(注) 國際復興開発銀行(I B R D)、國際開発協会(I D A)、國際金融公社(I F C)、投資紛争解決国際センター(I C S I D)。

- (1) 第25回総会開催地を本年末までに理事会が決定すること(候補地は西ベルリン、コペンハーゲン)。
- (2) 理事会は一次產品価格の安定に関し、IMF・世銀のスタッフが作成した報告に対するコメントないし勧告を、おそらくとも明年6月までに提出すること。
- (3) IMF純収入の分配(スーパー・ゴールド・トランシェに対し1.5%)を行なうこと。
- (4) 世銀68年度収益中の75百万ドルをIDAに移管すること。

2. 今次総会は、昨年11月のポンド切下げ以降、國際通貨体制が激しい動揺に見舞われたあとに開催されただけに、会議では、米・英両国の國際收支改善努力が継続されるよう強く望まれるとともに、國際金融協力への気運が一段と高まった。総会における主要論議は以下のとおり。

(1) S D R 制度

シェバイツァーIMF専務理事は、現在までのところSDR創出に関するIMF規約の改正を批准したのは17か国、投票権にして42%にとどまっているとして今後の批准手続の進捗を要望したが、SDR制度の早期実現については、ほとんど各国とも異論がなく、またその早期発動についても米、英はもとより、日本、カナダ、イタリアなどからも強く要望する発言があった。

また一部後進国からは、SDR創出が開発資金の供給とリンクされていないこと、IMFクォータを基準として配分されるため割当額が少ないとなどにつき不満が述べられた(南米グループ、ケニア、マレーシア、フィリピンなど)。

(2) 金問題

準備資産としての金の地位に関しては、金が今後とも國際通貨制度において重要な役割を果たすとの見解

が広く支持され、金の適切な再配分のためのメカニズムの検討(日本)、各国外貨準備中の金比率の平準化(イタリア)などが提案された。

問題の南アフリカの対IMF金売却については、会期中主要国グループ(金プール7か国およびカナダ、スウェーデン、日本の10か国)が総会とは別個に協議を重ね、二重金価格制を堅持する方向で合意が成立し、一方南アも、從来に比べかなり弾力的態度を示したが、なお合意を見るに至らず、解決は今後に残されることになった。

(3) 後進国問題

マクナマラ新世銀総裁は、今後5年間の後進国向け融資を、過去5年の実績の2倍にするという新構想を打ち出し注目された。

懸案の一次產品価格安定の問題については、理事会が、今次総会にはIMF・世銀スタッフの作成した報告中「一般分析」のみを提出し、本問題に対するIMF・世銀のるべき対策や理事会のコメントは、討議不十分のため提出されなかった。しかし、後進国はもちろん、先進諸国も本問題に多大の关心と理解を示し、すみやかに最終報告を完成するよう強く要望、前述のように決議された。

米洲諸国

◇米国、海外公的機関の定期預金に対する金利規制を改正

連邦準備制度理事会は10月11日、レギュレーションQを改正し(実施は15日から)、海外公的機関の保有する期間2年以内の定期預金については、引き続き付利限度規制を免除することを法令上明確にするとともに、かかる機関に対し発行されたCDがそれ以外のものに転売された場合の金利規制を緩和する旨発表した。今次改正の要点は次のとおり。

(1) 海外公的機関が保有する定期預金のうち、期間2年以内のものについては、レギュレーションQによる付利限度規制を引き続き免除する。本免除措置は、米国商業銀行に対し特利による海外公的機関のドル預金吸収を目的として、62年10月15日連邦準備法第19条(j)に対する修正として3年間に限って採られたものであり、その後65年7月21日の改正で免除期間は68年10月15日まで延長されていた。本修正条項はこのほど失効したが、連邦準備制度理事会はこれとは別に、66年9月21日の同条改正(このほど再度延長された)によって、定期預金の種類別に異なる付利限度を設定する権

限を与えており、今回の免除措置延長はこの権限によって行なわれた。

(2) 海外公的機関に対し発行された期間2年以内のCDが、それ以外の買手に満期前に売却された場合、今後はかかる機関の保有期間に限り、レギュレーションQによる付利限度を上回る金利の支払いを認めることとした(従来は同期間に对しても限度規制を適用)。ただし、譲渡人は預金証書に譲渡日を裏書きしなければならない。本改正の目的は、米国国際収支対策の一環として、外国中央銀行などからの預金受入れを促進することにあると説明されている。

◇ニューヨーク連銀、イタリア銀行とのスワップ限度額を拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は10月10日、イタリア銀行とのスワップ限度額を2.5億ドル増額して10億ドルとする旨発表した。この結果、ニューヨーク連銀と14か国中央銀行および国際決済銀行との間のスワップ網は、総額10,205百万ドルとなった。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

	10月10日現在
オーストリア 国立銀行	100
ベルギー 国立銀行	225
カナダ銀行	1,000
デンマーク 国立銀行	100
英 蘭 銀 行	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	700
ドイツ・ブンデスバンク	1,000
イタリア銀行	1,000
日本銀行	1,000
メキシコ銀行	130
オランダ銀行	400
ノルウェー銀行	100
スウェーデン銀行	250
スイス 国立銀行	600
国際決済銀行 (うちスイス・フラン分)	1,600 (600)
合 計	10,205

◇米国、1969年度对外援助法案を決定

米国議会は10月11日、総額17.6億ドルの69年度对外援助法案を承認した。これはジョンソン大統領の要請額29.2億ドルを大幅に削減して決定されたもので、過去20年にわたる对外援助計画のなかで最低の規模である。こ

のように議会が对外援助に対し消極的になっている背景には、ベトナム戦費の膨張に加え、最近では都市対策費の増大など内政面からの財政需要の増加もあって財政赤字が増大していること、国際収支の改善が急務となっていることなどが指摘されている。

本年度对外援助費の内訳としては、軍事援助375百万ドル、共産圏周辺諸国向け援助365百万ドル、開発資金貸付け300百万ドルなどが含まれている。

◇米国大銀行の持株会社設立の動き

1. 米国のFirst National City Bank of New York(67年末預金量152億ドル、全米第3位)は、さる7月2日の取締役会において持株会社(one-bank holding company)の設立計画を決定したが、9月17日の株主総会で株主の承認を得、近く通貨監督官の認可を待つのみとなった。また、9月17日にはBank of America(同191億ドル、第1位)が、さらに10月10日にはWells Fargo Bank(同41億ドル、第11位)も持株会社の設立を発表した。これらの持株会社は、当面いずれも当該銀行1行の株式を保有する予定であり、それ以外の具体的業務計画は未確定である旨発表されている。

このように大銀行があいついで持株会社の設立を決定した背景としては、①現在銀行業務の一部となっている各種サービス業務(不動産賃貸、債権取立て、旅行あっせんなど)を傘下の子会社に経営させるほうが、サービスの改善と採算の向上に役だつ、②子会社の設立または取得によって、新規業務、とくに非金融業務へ容易に進出することができる、③親会社および銀行以外の子会社は銀行監督機関(通貨監督官、連邦準備制度、連邦預金保険会社および州銀行監督官)の監督を免れることができる、などの事情があげられている。

2. 連邦準備制度は、このような本来の銀行業務以外の分野への進出が銀行経営の不健全化を招くとして、こうした動きに強く反対しており、現行の銀行持株会社法(傘下の銀行が2行以上の持株会社に対しては、原則として非銀行業務への進出を禁止しているが、傘下銀行が1行のいわゆるone-bank holding companyに関しては、そのような規制を設けていない)の再検討を進めている(マーチン同制度議長の議会証言)。しかし、キャンプ通貨監督官は、銀行持株会社に対する規制の強化が、かえって銀行の進取の気運を阻害するものとしてこれに反対しており、またone-bank holding companyを設立または計画中の22行は、9月28日、Association of Corporate Owners of one Bankを創設して、議会に対し新たな法的規制を設けないよう働きかける意向を表明している。

欧州諸国

◇英国、ポンド債務処理に関する白書を発表

英國大蔵省は10月14日、「バーゼル借款とポンド圏(Basle Facility and the Sterling Area)」と題する白書を発表し、ポンド債務処理に関するバーゼル取決め(10月号「要録」参照)および英國と海外ポンド圏諸国との合意のあらましを明らかにした。その要旨、次のとおり。

1. バーゼル取決め

(1) ポンド圏諸国公的部門および民間部門の保有するポンド債権(the sterling balances)が取りくずされ、約定された当初の水準(an agreed starting level)を下回ることとなる場合、英國は、約定された水準を下回ることとなる額に相当するドルその他の外貨を、B I Sから引き出すことができる(注)。

(注) 本取決めは、英國の国際収支赤字をファイナンスするためには使用できない点では、1966年6月の取決め(昭和41年7月号「要録」参照)と同様であるが、後者が非ポンド圏諸国のポンド取りくずしに関しては使用できたものに対して、本取決めの使途はさらに制限されている。

(2) B I Sは本取決めの運営に当たる。B I Sは英蘭銀行に資金を供与するにあたって次の三つの資金源に依存できる。

イ. 國際金融・資本市場での短期および中期の借入れ
ロ. ポンド圏諸国中央銀行のB I S預け金(注)

(注) この預け金は、ポンド圏諸国中央銀行が通常の銀行取引条件によってB I Sに預け入れるもので、引出しが自由に行ないうるものとする。なお、すでに若干の國はこうした預け金を行なう用意があることを示唆している。

ハ. 取決め参加国(注)およびB I Sが供与する総額20億ドルのスタンバイ資金

(注) 参加国は、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国12か国。

最初の二つの資金源からかなりの額の資金を調達できる見込みであるが、上記12か国およびB I Sは、総額20億ドルを限度として、本取決めに基づく英蘭銀行の引出しに応ずるための資金を供与する最終的な責務を負う。

(3) 本取決めは、1968年9月9日に公表されたのち直ちに発効した。取決めの有効期間は10年間で、資金の引出しが取決め発効後最初の3年間に限って行なわれ、一方、引出し資金の返済は発効後6年めから10年めの間に行なわれる。

(4) 1966年6月の取決めは漸次清算され、1971年末までには失効する。

2. 英国とポンド圏諸国との取決め

- (1) ポンド圏の各國が、その準備総額(total reserves)中に占めるポンドの割合を約定された最低比率(a Minimum Sterling Proportion)以上に常時保つことを条件に、英國は、各國公的部門が保有するポンド準備(英國株式に運用されている分を除く)のうち準備総額の10%をこえる部分についてドル価値保証を行なう。
- (2) ここにいうドル価値保証とは、ポンドの対米ドル平価が切り下げられた場合に、ポンド圏各國の保有ポンドのうち、保証が行なわれた部分のドル価値を回復するため、英國が各國に対してポンドの支払いを行なうことの意味する。
- (3) 各國のポンド保有最低比率は、英國と各國との2国間協議で決められたもので、各國一律ではなく、おおむね、本次交渉開始時の準備総額に占めるポンドの割合を反映した(reflect)ものとなっている(同比率は、多くの場合、取決めの文面にはふれられていない)。
- (4) 上記ポンド圏諸国との取決めは交換公文(exchange of letters)の形をとっており、1968年9月25日から向こう3年間効力を有するが、双方の合意によりさらに2年間延長される(ただし、当初から有効期間を5年間と定めた一部の国との取決めはこの限りではない)。

取決めの当初有効期間が3年間である場合と5年間である場合とを問わず、1971年3月から9月までの間に取決め内容の再検討が行なわれる。このほか、双方が合意すればいつでも再検討を行なうものとする。

- (5) なお、英國が、海外投資自主規制措置の適用対象としているオーストラリアおよびニュージーランド向け投資について、取決めの実施期間中に新たな規制が行なわれる場合には、双方の間で直ちに協議が行なわれるものとする。

◇英國、郵便振替機関の発足

1. 英国郵政省は1965年8月、国内送金制度の改善を図るために、すでに歐州大陸諸国で活用されている郵便振替機関(Post Office Giro)を設置する意向を明らかにし、以来その実施の準備を進めてきたが、このほど電算機を備え付けた集中振替センター(Giro center)が完成し、10月18日から業務を開始した。

本機関は郵便振替口座間の振替を主たる業務としており、銀行預金口座間の振替に比べて、①全国2万3千の郵便局の窓口で利用できること(交換所加盟銀行支店数は約1万2千)、②全取引が集中センターで集中決済さ

れるため、振替がきわめて迅速に行なわれること、などの利点があることから、郵政省では、今後5年間に、約20万の企業と100万の個人が配当金、保険料、住宅金融会社・賦払い信用会社等に対する賦払い金などの受払いのために口座を開設するものと見込んでいる。

一方、銀行側は、同機関の発足に先だって、昨年4月以降、銀行間の資金振替を無料とするなどの対策を探ってきたが、今後郵便振替機関を利用する顧客がふえるにつれて、預金業務の一段の改善を迫られるものとみる向きが多い。また、貸出業務面でも、郵便振替機関は信用供与を行なわないが、同機関の吸収した預金が国債の引受けに充当され、国債の市中消化額が減少すれば、市中銀行が民間向け貸出に振り向ける資金が増加することになるので、銀行間の競争が促進されると期待する向きもある。

2. 郵便振替機関の運用方法の概要は次のとおり。

- (1) 企業および16歳以上の個人は、郵便局の窓口において5ポンド以上の預金を行なうことによって、郵便振替口座(Giro account)を開設することができる。
- (2) 郵便振替口座間の振替は、口座保有者である送金依頼人が郵便局を通じて集中振替センターに送つてくる振替指図書に基づいて、指図書到着後24時間内に行なわれる(手数料なし)。
- (3) 郵便振替口座から銀行預金口座への振替は、支払指図書に基づいて行なわれる(手数料は1件当たり6ペニス)。
- (4) 郵便振替口座への現金入金は、口座保有者が行なうほか(手数料なし)、口座を持たない者が口座保有者への支払いの目的で行なうともできる(手数料は1件当たり9ペニス)。
- (5) 郵便振替口座からの現金払出しのうち、口座保有者に対する20ポンド以下の要求払いは、一つの定められた郵便局の窓口で行なわれる(手数料は1件当たり9ペニス)。口座保有者に対する現金払出しのうち前記以外のものおよび第三者に対する現金払出しは、口座保有者の支払指図書に基づいて、指図書に指定された郵便局の窓口で行なわれる(50ポンド以下の払出しの場合、手数料は1件当たり9ペニス、これをこえる払出しは予告を要し、手数料は1件当たり2シリング)。

◆フランス、1969年国民経済勘定を発表

フランス政府は、10月9日、明年度予算案編成の前提となった国民経済勘定を発表した。その概要、以下のとおり。なお、今回から国民経済勘定の基準年次が従来の1959年から62年に変わったが、これと同時に個人企業の

所得、支出、貯蓄の推計方法などに変更が加えられた結果、新基準による計数は、総じて旧基準による計数よりも高くなっている。

- (1) 69年の経済成長(実質)は、海外面の好環境と政府の積極的景気政策を前提として、輸出等海外受取り(+10.7%)、企業投資(+8.4%)および家計消費(+7.1%)の伸びを中心に7.6%(旧方式では7.1%)とフランスとしてはきわめて高い率(61年以来最高)が見込まれている。
- (2) 上記各需要要因の伸長を映して、鉱工業生産も8.1%と高い上昇が推定されている(なお、農業生産は豊作だった本年を多少下回る平年並みの伸び)。
- (3) 物価上昇は、消費者、卸売とも4.1%とされ、本年(政府見通し、消費者5.1%、卸売4.1%)に比べやや低めに見込まれているが、その理由として、生産性の上昇、国際競争の激化、企業減税などが指摘されている。
- (4) 69年の賃金は、68年の平均水準に比べ9.7%の上昇が見込まれているが、年末時点での比較では7%の上昇とされている。

また、69年中の就業者数(農業を除く)は1.1%増加し、他方労働時間は、平均0.8%短縮されるものとみられている。

フランスの国民経済勘定

(62年価格による 単位、年率・%)

	1967年 (実績)	1968年 (見込み)	1969年 (見通し)
(総供給)			
国内総生産	4.6(4.4)	4.0(3.4)	7.6(7.1)
輸入	5.7(4.2)	11.5(11.8)	12.7(12.7)
合計	4.7(4.3)	4.8(4.4)	8.1(7.8)
(総需要)			
消費	4.3(4.2)	4.2(3.7)	7.0(6.7)
うち家庭	4.3(4.1)	4.0(3.5)	7.1(6.7)
政府	5.1(5.0)	6.9(7.7)	5.5(5.5)
固定資本形成	5.2(6.3)	5.9(5.1)	7.8(6.9)
うち企業	6.1(7.3)	5.6(4.4)	8.4(7.2)
家庭	4.3(1.8)	3.8(3.6)	4.5(4.0)
政府	10.9(8.1)	10.0(10.0)	9.6(9.6)
輸出・サービス等海外受取り	5.2(4.2)	9.8(9.6)	10.7(10.1)
物価			
卸売物価	△ 0.9	4.1	4.1
消費者物価	2.7	5.1	4.1
鉱工業生産	2.0	6.0	8.1

(注) 62年価格、カッコ内は59年価格による計数。

◇フランス政府、フィアットとシトロエンとの提携に対し態度を表明

1. フランス政府は、10月10日、9月末来こう間でうわさされていたフィアット(欧州最大のイタリア自動車メーカー、1967年生産台数1,312千台)とシトロエン(欧州第7位、フランス第2位の自動車メーカー、1967年生産台数500千台)との提携問題(フィアットがシトロエンの株式の約30%を取得する形と伝えられていた)に対し、「両者の技術および販売面での提携は認めるが、フィアットがシトロエンの株式を大量に取得することは認められない」旨政府の態度を明らかにした(注)。

(注) フランスにおいては、67年1月27日付政令で為替取引を原則として自由化したが、対仏直接投資(20%をこえる資本参加は直接受投資とみなされる)などについては、大蔵大臣の許可を要する旨規定されている(同政令第3~7条)。

2. 上記提携問題の背景には、シトロエン社が最近における欧州自動車業界の競争激化、消費構造の変化などの影響を受け、売上げの伸び悩み(67年前年比+1.0%)、収益率の低下(売上高純利益率65年0.6%→67年0.3%)、長期負債の累積(64年868百万フラン、67年1,460百万フラン)など業績面の不振に悩み、先ごろ同社Bercot社長が「問題解決にはフィアットとの提携しかない」と述べたという事情があったと伝えられている。

3. 今回の決定について一般では、本件提携は、クライスラー、シムカの場合と異なり、欧州企業間の提携であることなどから、シトロエン側の自主性などが保証されれば、政府がこれを認めるのではないかとの見方が強かつただけに、意外の感をもって受け取っており、今次政府決定はドゴール大統領が外国資本のフランス基幹産業部門への進出に対し、従来どおりきびしい考え方を有していることを示したものとして注目している。

◇イタリア、IRIとENI、モンテカチニ・エジソン社を支配

イタリア政府は10月9日、同国の国営持株会社であるIRI(産業復興公社)とENI(炭化水素公社)が、同国最大の化学会社モンテカチニ・エジソン社(1967年中総売上高は子会社を含め約21億ドル)の支配権を握ったことを明らかにした(IRI、ENIグループはすでに同社株式(総額約12億ドル)の15~20%を買い占めたと伝えられる)。

同社の加入により、IRI、ENIグループの化学部門は、既存のANI(CENI傘下、同国第2位の化学会社、昨年中総売上高2.2億ドル)などと合わせ、国内市場で圧倒的なシェアを占めるとともに、英國のICI(昨年中総売上高27億ドル)と並んで、欧州最大級の化学グ

ループとなるものとみられる。

こうした動きの背景としては、①同社の業績が、1966年の発足(イタリア・エジソン電力会社が当時経営不振だったモンテカチニ社を吸収合併)以降、合併当初の期待に反して伸び悩んだこと、②E E C域内関税の撤廃(本年7月1日から実施)などから国際競争がますます激化していること、③最近欧州では、外国資本による民族資本企業支配の企てが目だっていること(たとえば、別項フィアットシトロエン問題、フランス石油によるガルゼンキルヘン鉱業(西ドイツ)株の買取り申入れ事件等)、などがあげられており、イタリア政府は基幹産業である化学工業の防衛、発展のため、テコ入れに乗り出したものとみる向きが多い。

◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

スウェーデンのリクスバンクは10月10日、公定歩合を0.5%引き下げて5.0%とし、翌11日から実施する旨発表した。同行は昨年12月14日、英ポンドの平価切下げ以降の金・外貨準備の急減(昨年11月18日から12月13日の間に約2億ドル減)に対処するため、急きよ公定歩合を5%から6%の危機レート(1931年以来の最高水準)に引き上げたが、本年2月の引下げ(3月号「要録」参照)に続く今回の引下げにより、同国公定歩合は昨年12月13日以前の水準にもどったことになる。

今次措置は、①国際通貨情勢がここもと小康を得て、デンマーク、英國などの公定歩合が引き下げられ、また同国の金・外貨準備も年初来増加していること(9月央現在約930百万ドルと、年初来89百万ドル増)、他方、②最近の国内景況が、民間設備投資の停滞(本年は前年比3~4%減と予想されている)、失業の増大(7月末現在の失業者数は季節調整済みで約5万人と、3月末比約2万人増)など不景気裡に推移していること、などにかんがみ採られたものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇インドネシア債権国会議の開催

1969年の対インドネシア援助に関する債権国会議が、10月17日パリで、また10月21~23日オランダのスケベニンゲンで開催された。

パリ会議では、1969年期日到来の債務について、従来の条件(3年据置き11年返済)による支払繰延べを認めた。

スケベニンゲン会議では、新規援助について討議されたが、「インドネシアは1969年度に非食糧援助365百万ド

ル、食糧援助 135 百万米ドルを必要とする旨、それぞれの政府に進言する」ことで合意をみた。

◇ インドネシア、輸出ボーナス制度の変更

インドネシアでは、輸出品目を A 類(ゴム、たばこ、コブラ、コーヒー、こしょう、パーム油、パーム種子、ダイヤモンド、すず等 9 品目、石油を除く輸出額の 80% を占める)、B 類(A 類以外のもの)に 2 分し、輸出業者に対し、輸出代金の一定割合を輸出ボーナスとして交付しているが、輸出振興のため、9 月 23 日から A 類の輸出ボーナス交付率を次のとおり従来の 75% から 85% に引き上げた。

(改正前) (改正後)

輸出ボーナス交付率	75%	85%
外為基金に納入	15 ‰	5 ‰
地方第 1 級自治区に納入	10 ‰	10 ‰

なお B 類は、従来どおり 90% (10% は地方自治区へ納入) に据え置かれた。

◇ シンガポール開発銀行の設立

シンガポール政府は、9 月 1 日、シンガポール開発銀行(Development Bank of Singapore Ltd.)を設立した。同行は、従来政府の経済開発庁が担当していた中・長期設備資金貸付の業務を引き継ぐほか、商業銀行と競合しない範囲内で運転資金の補完的融資を行ない、将来は輸出金融の分野にも進出することとなっており、8 月の雇用法改正に続き工業振興、外資導入の促進をねらったものといわれる。

授権資本金は 2 億シンガポール・ドル(以下 S ドル)で、うち 1 億 S ドルが本年末までに払い込まれる予定(出資比率は政府 49%、民間 51%)である。すでに政府は 490 百万 S ドルを出資し、10 月末までにはシンガポールの銀行(2 行)、外国系銀行(英系 4 行、米系 3 行ほか)により 250 百万 S ドルが払い込まれる見込みで、残り 260 百万 S ドルの株式は一般に公開されることとなっている。

同行は政府から、1,280 百万 S ドルの融資を受けることとなっており、またアジア開銀や世銀にも借款を申請

している。なお、西ドイツの German Credit Bank が同行の技術指導に当たっている。

◇ 豪州、市中貸出金利ならびに法定預金準備率の引き上げ

豪州準備銀行は、10 月 11 日、商業銀行の当座貸越最高金利を 7.25% から 7.5% へと過去 20 年間の最高に引き上げ(同国では公定歩合は公表されず、商業銀行の当座貸越金利がそれに準ずる指標とされている)、また法定預金準備率も、従来の 8% を 10 月 23 日に 0.5% 引き上げ、11 月 15 日にさらに 0.5% 引き上げて 9% にする旨発表した。

同国経済は、昨年來の活況から、輸入の著増を主因に国際収支が悪化を示し、しかも先行き輸出の伸び悩みが予想されるため、国内経済の過熱防止をねらいとして、今回の引締めが実施されたものである。

共産圏諸国

◇ ソ連、ループル建旅行者小切手の発行

ソ連邦外国貿易銀行(ブネシトルバンク)はこのほど、外国人旅行者の便宜を図り外貨獲得の一助とするほか、ループル貨の国際的地位向上をねらいとして、次とのおりループル建旅行者小切手を発行する旨発表した。

- (1) 同小切手の額面金額は、5、10、20、50 および 100 各ループルの 5 種類とする。
- (2) 同小切手様式は記名式とし、その利用者は購入に際して券面に署名を必要とする。
- (3) 同小切手の発行は同銀行本支店および外国の主要コルレス先銀行(同小切手の取扱いに関する協定の締結を交渉中)において硬貨(米ドル等)と引換えに行なう。
- (4) 同小切手の購入者は、その滞在する国の通貨にこれを替えることができる。
- (5) 同小切手の有効期間は発行日付後 1 年間とし、万一紛失した場合はソ連邦外国貿易銀行がこれを保証する。

(注) ソ連訪問の外国人旅行者数(単位・千人)

	1963年	1964年	1965年	1966年
	932.7	1,033.4	1,263.7	1,446.7